

淳熙十六年徳政令について

渡辺紘良

目次

- はしがき
一、徳政令について
二、起草者について
三、尤袤と洪邁
四、背景(一)——私債受理策と不受理策——
五、背景(二)——収索と昏賴、閉繩と貸糧——
六、修正令をめぐって
おわりに

はしがき

南宋の淳熙十六年(一一八九)、二代皇帝孝宗が退位し、光宗が即位すると、例によつて登極赦が降された。それはおおむね、紹興三十一年の孝宗即位の際にならつたものであつたが、私債除放の令(徳政令)の含まれている点が異なつていた。これについては既に加藤繁氏が、「支那史上に於ける公私債務の免除」⁽¹⁾で述べられている。氏によると、淳熙十六年令は、五代によく降され、北宋末期より南宋にかけて、再び降されるようになつた徳政令の一環をなすものであつたが、紹興三十一年登極赦に比し小異を残したにすぎず、特に注目されるところではなかつた。

また最近では周藤吉之氏が、「北宋末・南宋初期の私債および私租の減免政策——宋代佃戸制再論」⁽²⁾で言及されているが、氏のテーマが私租減免令とその背景にあり、また孝宗朝以降の佃戸制についての詳論を、後に残されていることもあって、淳熙十六年令については、簡単にふれられてはいるにすぎない。

筆者が特に淳熙十六年令をとりあげようとするのは次の理由による。徳政令が曲赦(特定の地域に限られるもの)として降されることはある⁽³⁾が、地域的限定なしに降されることは、宋代では他に例をみないことであり、淳熙十六年令も、徳政文言を含んでいたことは事実であるが、それは単に、一字の誤りがもたらしたのではないか、とも疑われる所以で、起草者あるいは当事者の意志を確認する必要のあることが一つ。つぎに徳政令を、南宋の一連の私債減免令のなかに位置づけることが、十分なされていないことが一つ。更に、淳熙十六年令が降された結果、社会的混乱をまねき、徳政令は修正を余儀なくされたことについて、従来殆ど検討されていないことが一つ。したがって小論は以上の三点について、検討しようというものである。推測するところが多く、特に第三点については、今後更に検証しなければならないと思つてゐる。徳政令とその修正に関する文献を、細かく検討することが、主な作業となる。

一、徳政令について

淳熙十六年二月二日に光宗即位し、四日に降された登極赦は、ほぼ紹興二十二年(一一六一)⁽⁴⁾、孝宗即位の際の赦文にならつたとも云われるが、私債除放令の他に、軍人債負を除放したこと、淳熙十四年以前の両税、免役錢を除い

たことが含まれ、紹興三十二年の赦文より推測すれば、官屋の家賃、坊場錢、河渡錢等も官債負として免除された。⁽⁶⁾ 罷免以外では、科場（科舉試驗場）入りを禁止されていたものに許可を与えた。⁽⁷⁾ 百官を進秩し、宗室を多数任官させ、犯罪者への特赦も降された。⁽⁸⁾

さて私債免除令については、『宋史』本紀、『文献通考』、『容齋隨筆』その他に伝えられているが、その間に矛盾がないわけではない。そこで徳政令そのものについて、まず当っていきたい。洪邁の『容齋三筆』からみていく。

淳熙十六年二月登極赦、凡民間所欠債負、不以久近多少、一切除放、遂有方出錢旬日、未得一息、而并本尽失之者、人不以為便、何澹為諫大夫、嘗論其事、遂令只償本錢、小人無義、幾至喧嘩、紹熙五年七月覃赦、乃只為罷三年以前者、按晉高祖天福六年八月赦云、私下債負、取利及一倍者並放、此最為得、又云、天福五年終以前殘稅並放、而今時所放官物、常是以前二年為斷、則民已輸納、無及於惠矣、唯民間房貸欠負、則從一年以前皆免、比之区区五代、翻有所不若也、⁽⁹⁾ 九疊赦放債負⁽¹⁰⁾

登極赦は「民間欠くところの債負は久近多少を以てせず、一切除放する」というものであつたので、「錢を貸し出して旬日しかたたぬため、一息も得られず、本錢（元金）もあわせて全て失つた者がいた。」そこで、諫議大夫となつて間もない何澹が不便に思う人々のいることを言つたので、「遂に只だ本錢のみ償わしめる」こと、即ち利息免除令に改められた（閏五月一日のこと）。⁽¹¹⁾ ところが「小人の義なきは幾ば喧嘩するに至つた」という。洪邁は紹熙五年（一一九四）七月七日の寧宗登極赦にもふれ、三年以前の債負のみ除放されたと記し、ついでコメントを付け加えていう。「後晉天福六年八月の赦文に、私的債負は利息を徵すること一倍（倍称の息）に至つたものは除放

するとあるが、これが得策である。同じ赦文に天福五年終り以前の残税、つまり前年までのものは除放するがあるが、今回除放する官物は二年以前のものであつて、既に輸納されているから、民は恩恵を被らない。ただ家賃の滞りは今回も一年以前のものは除放している。今回の赦文は、区々たる五代天福六年のそれに、及ばないところがあるではないか」と。洪邁は私債の減免は「取利過倍」なるを除放するのがよいとする一方で、官物は可能なかぎり免除せよといふ。この点、のちに考えることとしよう。次に『文献通考』にあたつてみよう。

淳熙十六年二月、光宗受禪即位、蠲赦条画、一依寿皇登極赦事理、

臣僚言、紹興三十二年赦、止放官司債負、今乃易官司之司為公私之私、赦下之後、並緣昏賴者衆、乃詔私債納息過本者放、未過本者免息還本、並緣昏賴者科罪、(十七)國用考玉蠲貸

通考(七三)が、三筆の「赦放債負」をそのまま引いていることは、註(13)で述べた。一方、右に引いたものによれば、淳熙十六年光宗即位の蠲赦条画は、全く孝宗登極赦によつている。そして、臣僚(何澹であろう)の言によれば、「紹興三十二年の赦文には、官司債負を除放するとのみあつたが、今回、官司の「司」は、公私の「私」に易えられていたため、赦文が降された後に、それを口実に昏賴する者が衆い」という。「官司」を「公私」にかえたとは、文面上のことなのか、意味上のことなのか、はつきりしないが、もし文面上のこととすれば、単に一字誤つて記載されたとも考えられることになる。ここで紹興三十二年の登極赦についてみておこう。

(紹興)三十二年孝宗皇帝己卯六月十三日登極赦、官司債負、其間有積年未納之人、房債租賦、和買役錢、及坊場河渡等錢、截止紹興三十年以前、並予除放、日後不得再有違欠、官司別立名額、仍錢追納者、許人戶越訴、官吏

並當論罪、既而殿中侍御史張震言……⁽¹⁸⁾

右の記事は通考にもあり、それによると冒頭部分は「紹興三十二年孝宗即位赦文、應官司債負、房賃稅賦、……」とあって「官司債負」を房賃以下と並列させているが、右の会要によると「官司債負を積年未納の人々があるので、房賃以下（の官司債負）を二年以前に限り除放する」というものである。（補注）ところで何澹のいうように、淳熙十六年の蠲放は紹興三十二年登極赦の官司の「司」を「私」に、文字の上でかえたのみならば「截して紹興三十年以前に止む（即わち二年以前のもの）」という限定が生きていることになり、洪邁のいう「久近多少を以てせず、一切除放」したとの矛盾することになる。何澹が「それを口実に昏賴する者が衆い」というのを、後に検討するようになに債負をこまかし踏み倒す人々のことと解すれば、「最近の債負は除放していないのに踏み倒す者が多くなつた」と解釈でき、何澹のいうことは筋が通りそうである。しかしながら洪邁の記載も捨てがたい。そこで『宋史』本紀に当つてみよう。

（淳熙十六年二月）甲子、帝率群臣朝重華宮、大赦、百官進秩一級、優賞諸軍、蠲公私逋負及郡縣淳熙十四年以前稅役。（同年五月）閏月庚申朔、詔、……免郡縣淳熙十四年以前私負、十五年以後輸息及本者亦蠲之⁽¹⁹⁾

本紀によれば「公私逋負及び淳熙十四年以前の稅役を蠲く」のであって、「二年以前」という限定は「公私逋負」に及ばない。したがつてやはり洪邁の記すように、私債については「久近多少を以てせず、一切除放」されたのである。すると「官司」が「官私」にかえられたというのは、「官司債負」のみでなく、「私債負」も加えられたということを意味するにすぎない。もし単に文面上、一字変更されたというのであれば、それは何澹の誤解あるいは

は曲解ということになる。淳熙十六年蠲赦は宋会要に記載を欠くので断言できないが、紹興三十二年蠲赦に比して、一字変更されただけ、と考えるわけにいかない。何澹は何故に、単純なミスであるかの印象を与えるように、「官司」の司を「公私」の私にかえたというのであろうか。それを考るために、われわれは赦文の起草に当ったのは誰かについて、尋ねてみなければならない。それはともかく、通考によればやはり徳政令は修正され、「そこで詔して、私債納息して本錢を過ぎたものは除放し、まだ本錢を過ぎてないものは、利息を免除して本錢のみ還させた。更に「口実をつけて昏賴する者は科罪する」とこととされ、「科罪」文言がつけ加えられた。本紀によれば、修正されてもなお、二年以前の私債は除放されたようである。修正令についても後に検討したい。

一、起草者について

赦文の作成は翰林學士院が担当したが、登極赦も例外ではなかったであろう。紹興三十二年の孝宗即位の際は、翰林學士承旨洪遵が⁽²⁰⁾当り、また後の紹熙五年には翰林兼直閣鑰が担当している。⁽²¹⁾淳熙十六年二月、學士院には直學士院尤袤と翰林兼直倪思の二人がいた。尤袤、字延之、常州無錫県の人、宣和六年（一一一四）の生れ、楊時の弟子喻樗に学び、紹興十八年（一一四八）、朱熹とともに進士に合格した。泰興県令、江陰学官を経て、太宗正丞、秘書丞となり⁽²²⁾（乾道七、年五月）、國史院編脩官、實錄院檢討官を兼ね⁽²³⁾（乾道七、年十月）、著作郎に遷つてからは⁽²⁴⁾（年五月）、太子侍講を兼ねた（乾道九、年六月）。皇室と婚姻関係を結んだ張説が右職（武官）より枢密院に入ったのを諫めて地方に追われ、知台州（乾道九、年十月）を経て、淮東提挙となり、ついで江東提挙常平倉使に改められた。時に知南康軍として荒政に治績をあげた朱熹にな

らい(朱熹の知南康軍は淳熙⁽¹⁾)、第五等戸の五斗以下の両税を蠲免し、江西轉運使、兼知隆興府から江東提点刑獄となつた。淳熙十年夏期の旱傷に「方今の救荒の策は勅分より急務なるはない」と上言した⁽²⁾。この年、鄭丙は上書して所謂道学非難を始めている。梁克家の推薦にあずかり、中央に復帰して吏部郎官太子侍講となり⁽³⁾、枢密院檢正兼左諭徳に遷つた⁽⁴⁾。太常少卿に除せられたとき、高宗が死去し⁽⁵⁾、廟号を決するに当つて、翰林学士洪邁⁽⁶⁾の「世祖」の主張は通らず、尤袤ら礼官の「高宗」説が採用された。議事堂を建て、皇太子をして庶務を参決せしめ、尤は太子侍講を兼ねた。高宗の葬儀中に配享の議論が起り、洪邁は呂頤浩、韓世忠、趙鼎、張俊の四人を主張したが、尤袤は衆論を集めるべきだと言って急撫決定することに反対した。秘書少監楊万里も張浚を加えるべしと言つて洪邁と争つたが、両者とも地方に出された⁽⁷⁾。尤袤は権礼部侍郎兼同脩国史侍講となり⁽⁸⁾、ついで淳熙十六年正月十五日、中書舍人李獻⁽⁹⁾が草制指を失つて罪を得たので、尤袤を権中書舍人とし、直学士院をも兼ねしめた。その際、尤は直学士院を陸游に譲りたいと申出たが聞き入れられなかつた。⁽¹⁰⁾二月一日、光宗即位し、四日に登極赦は降された。即位旬日ならずして、講筵を開いたが、あるとき官制に及び「近年、功を積み勞を累ねた者は一階を得るに過ぎないが、權要貴近の臣は優游して華要を歴任している」と謂つたところ、知閣門事姜特立は「己れについて議したものと思ひ、「言者」をして周必大の党であると言わしめて追放にかかつた。ときに周必大は留正とともに宰相の地位にいたが、右諫議大夫になつたばかりの何澹に上疏されて、五月八日、その地位を奪われていた。⁽¹¹⁾さきに述べた如く、閏五月一日に登極赦は利息除放令に改められ、更に六月二十二日、「言者」に「袤は翰苑、詞掖、史館、經筵を兼ねながら、疏謬にして曠失であつて、士論服ざないから罷免してほしい」と訴えら

れて、郡を与えられたとも、あるいは道觀の閑職を乞うたともいう。その後、紹熙年間に中央に帰り、給事中あるいは礼部尚書を以て実錄院同修撰を兼ねたが、紹熙四年（一一九三）病死した。『遂初小稿』六十巻、『内外制』三十巻を著したが今に伝わらず、わずかに『梁溪遺稿』一巻、『遂書堂書目』一巻を残すだけである。

一方、倪思⁽³¹⁾は字正甫、湖州、帰安の人。紹興一七年（一一四七）生れ、父は張九成に学んでいた。乾道二年（一一六六）の進士、何澹と同年である。選人を経て、淳熙五年（一一七八）博学宏詞科に中り、七年国子正、八年太学博士となり、太常博士に進んで館職に召試せられ、校書郎から秘書郎に進み、王淮の推薦をうけて著作郎に至り（淳熙二年二月）、十六年正月、学士院の覲をうめるべく、帝が周必大に推薦を求めたところ、倪思はその一人に与っていたが、第一に推されたのは陸游であった。帝の命で倪は翰林権直を兼ねることとなり、光宗即位するや、尤袤とともに典冊を対掌し、権侍立修注官に除せられ、五月に将作少監兼権直学士院に進み、覃恩（登極赦）賞格の濫なるを上言した。七月に將作監兼権中書舍人、十月には中書舍人兼直学士院兼実錄同修撰へと昇進した。慶元年間に入り、吏部侍郎として再度直学士院を兼ねるが、魏了翁によれば、周必大、趙汝愚、朱熹に付かなかつたので韓侂胄に見込まれ、朱熹一派非難に同調しないにかかわらず、学士院に迎えられたという。しかし、滄州樵川樵叟撰『慶元党禁』によれば、慶元二年二月、葉翥、劉德秀らと「偽学の魁、匹夫を以て人主の柄を竊み、天下を鼓動す」と「道學」攻撃に荷担している。没年は嘉定十三年（一一二〇）。『斎山甲乙稿』『兼山集』があつたというが、今に伝わらず、わずかに『經鉏堂雜誌』を残すのみである。

以上、尤袤と倪思の経歴及びその対人関係をやや詳しくみてきたが、淳熙十六年における両者を比較してみると

対照的である。両者ともに同時に学士院に入りながら、尤袤は数ヶ月で追われるに対し、倪思は尤にとつて替り、翰林権直より直学士院に昇進する。この間のいきさつをたどると、何澹と周必大の二人がいずれにも関係していることに気づかされる。何澹が徳政令に言及したことは前に述べた。さらに姜特立の指示によって尤を周必大の党であると言った「言者」、及び尤袤が四つの職を兼ねて「疏謬曠失」であると言った「言者」も、何澹の可能性がつよい。⁽³⁴⁾一方、倪思は何澹と進士同年であり、⁽³⁵⁾のち台諫の彈劾を何度もうけるが、諫議大夫何澹に攻撃されることはなかった。何澹が諫議大夫となつてます彈劾したのは周必大であった。かつては両者浅からぬ間柄であったが、国子司業から祭酒に昇る際、周の推挙に与らなかつたことを何澹は恨みに思つたといふ。⁽³⁶⁾それに対し周は尤袤の学識を早くから知り、しばしば孝宗に推挙し、淳熙十六年正月にも、学士院へ陸游について尤を強く推していた。⁽³⁷⁾その周が洪邁なきあとの翰林学士院の職務を孝宗より依頼され、密かに紹興三十二年の伝位の親札を賜り、伝位の宣詔の起草に当つているから、正月翰林学士院入りしたばかりの尤、倪をさしおいて、登極赦の起草にも当つた可能性があるが、尤が兼直学士院を辞して陸游を自代せんと乞うたところ、孝宗はそれを許さず、「旦夕の制冊甚だ多し」、卿に非ざれば孰か能く為す者ぞ、故に卿を処くに文字の職を以てす」と諭したので、尤も拝命し、「内憲一時制冊、人其の雅正に服した」と言われるから、尤自身起草に関与したと思われる。ところが倪思については、何澹らの周必大攻撃が激しく、ついに周を追放させた五月に、「覃恩の賞格濫なるを言つた」と伝えられる。恐らく、周の推薦に与りながら、実はあまりよく思われていなかつた倪思は、伝位あるいは登極の制冊起草には関わらなかつたのである。そのため却つて、何澹に同調して覃恩を批判し、また五月には、権直学士院になつたという立場上、そ

の一部修正を容易になしめたのである。

どうみてくると、徳政令は政争のための好個の材料としても利用されたのであって、何瀧が、あたかも起草者尤袤らは、紹興三十二年令にならいながら、一字を変更するという単純なミスを犯してしまったかのように云つたのは意味があつたのである。では周必大あるいは尤袤の意図はなんであつたのであらうか。

三、尤袤と洪邁

周必大あるいは尤袤の立場あるいは考え方について、次にみたいのであるが、周必大については、かなりの文献が残されているにかかわらず、ほぼ中央官僚としての経歴があるだけなので、周ではなく、その文献が殆ど失われているにかかわらず、地方官としての治績を、いさざか知ることのできる尤袤をとりあげたい。

尤袤が江東提挙常平倉使のとき、朱熹にならい第五等戸の五斗以下の両税を蠲免したこと、江東提点刑獄となって勅分策を上言したこと等は既に述べたが、淳熙九年（江西轉運使あるいは江東提刑のとき）、胥吏の「姦惡」を摘発したことがあつたようで、陸九淵の陳倅（陳傅良）宛書⁽⁴⁴⁾簡に伝えられている。陸九淵はそれを朱熹の知台州唐仲友彈劾⁽⁴⁵⁾と並ぶ快挙であると称える。というのは唐仲友彈劾も胥吏との結託が問題だったからである。⁽⁴⁶⁾淳熙十年の尤延之宛書⁽⁴⁷⁾簡では、朱熹の南康軍における政治は「太^{はなはな}嚴^{がじ}」とする声があるが、理の是非、事の当否を問わずして「寛嚴」のレッテルを貼るのは、後世學術無根の弊の表われであり、朱熹の浙東における救旱の政治も浙人は殊の他、頼りにしていると伝えられる。誕慢で奉禄を僥幸している者が少しは阻まれるであろう。「その間、申される

「とは誠にその通りです」と記す。以上のように、尤袤は兩稅蠲免、胥吏姦惡摘發等で朱熹に追随したようである。
これがのちの「道學」擁護につながり、また何澹との対立へと発展するのである。⁽⁴⁸⁾

さて、以上のような党派性が、その経済政策なり私債觀なりと、どう関係するのであらうか。再三ふれたように、

淳熙十年七月、尤は江東提刑として、勸分策を上言した。

（淳熙）十年江東憲臣尤袤召人言、……又言、救荒之政、莫急於勸分、昨者朝廷立賞格、以募出粟、富家忻然輸納、故庚子之旱、不費支吾者、用此策也、自後輸納既多、朝廷吝於推賞、多方沮抑、或恐富家以命令為不信、乞詔有司舉行。⁽⁴⁹⁾

「往々者、朝廷は賞格を立てて出粟者を募つたところ、富家は忻然として輸納した。故に庚子（淳熙七年）の旱災に
出費のなかつたのは（不費支吾）、この策を用いたからだ」という。納粟補官の法（寬恤詔令）は乾道七年以降、
淳熙七年、十四年と降されていた。⁽⁵⁰⁾淳熙七年、知南康軍朱熹が実施したこととは、よく知られているが、「朝廷は推
賞に吝かだった」らしく、八年七月、朱熹は直秘閣に除せられながら、出粟者がいまだに推賞されていないことを
理由に辞退している。⁽⁵¹⁾尤袤は「救荒の政治は勸分より急なるはないから、富家が命令を以て信用できない」と思う
ことのないよう、「有司に詔して（推賞を）施行されたい」と乞う。この尤袤の上言は、やはり朱熹に倣つたもの
であるが、この年（淳熙十年）冬に、陸九淵も勅令所刪定官となり、隆興以来の寬卽詔令の編纂に携つていてから、
この頃、朝廷は勸分策を荒政策のなかで特に重視したようである。尤袤らはその推進に大いに与つたのであろう。
しかしながら、荒政は勸分だけではない。朱熹に攻撃された唐仲友はつぎのように言う。⁽⁵²⁾

竊觀近降指揮、私下債負、守令勸諭富室上戸、更加接濟、容令寬限了還、如是貧乏、委無從出、不得因此轉利為本、及非理準折、亦須蚕麦成熟、方可施行理索。

「近ごろ降された指揮に、私債は知州県令が富室上戸に勧めて返済の期限を寬くし、……蚕麦の成熟するをまつて理索させるとある」のは何時の指揮をいうのか明らかでないが、唐仲友上言は淳熙八年正月のことと思われ、また後でみると、七年十月に官債の支払い猶予令が降されているから、その間のことであろう。つづけていう。

臣謂、勸諭借貸、最為救荒之急、此令既行、為利甚博、臣愚尚慮旧新債負、併在蚕麦、細民必困理索、富民慮借者不能併還、未樂借貸、更宜明為期約、示之必信、

即わち「借貸を勧諭するは最も救荒の急務である。近ごろ降された指揮が既に実施せられて、受益者は甚だ博くなっている。しかしながらなお心配なのは、新旧両債を同時に蚕麦の成熟期に償還せざるとなると、富民は細民が併せて還せないと思い借貸しなくなることである。そこで改めて返済期日を約束して、必ず守ることを示されたい」とい、つづけて司馬光の策により「富室の蓄積ある者には官より（簿）暦を給印して、舉貸して利息に量出するを聽し、豊熟の日を待つて官が収索し、示すに必信をもつてせん」とことを乞う。唐仲友は「近ごろ降された指揮」（「此令」）が行なわれて「利と為すこと甚だ博し」と言うが、「了還の期限を寬く」して理索を中止させたので、一時的に利益をうける者はいたものの、実際には借貸関係は停止状態に近かったのであろう。そこで官司の保証のもとに、印給せる簿暦を用いて、予じめ返済期日を約束しておき（後の文章で新債は秋成の日に理索させようといふ）、富民が「借貸を楽しまない」ことのないようにしたいと提案する。これは官が猶予あるいは凍結の命令を降

すとき、官自身が後で理索するというだけでは、富家の信用をえられない。文書に必要事項を書き込み、それを官が保証しておかねばならないというのである。

尤袤も唐仲友も、常平義倉の活用すべきことを言うが、一方は官職授与による穀物放出の勧めであり、一方は有利債務の受理による借貸関係の確立である。同じく官の介入ではあるが、一方が富室の機能を吸収し、権力が自ら賑濟あるいは賑糾しようとのに対し、一方は官が介入して富室の歛散の機能を助長し、それによって急場を乗り切ろうというものである。事実、勸分策を施行したところ、富室は納粟めあと蓄積して出糾せず、ために小民は舗戸または客商にのみ依存するから、米価を一層騰貴せしめたといわれる。⁽⁵⁵⁾

以上のように、尤袤の荒政策を、唐仲友のそれと比較してみると、尤は「利に喰る小人」の功利主義的立場を認めず、富民のもつ歛散の機能を国がとりあげ、代って国自ら小民を救済せねばならない、との考えをもつていたのであろう。そこから小民救済のために、私債を除放してもよいという政策は容易に生まれる。こうした主張を仮りに「小民賑恤」論と称しておこう。

ところで、尤袤の略伝でみたように、徳政令について、貴重な記録を残してくれた洪邁自身も、尤袤と対立することが多かった。そこで洪邁の述べ方及びコメントをみなおしてみると、通考の述べ方が、除放令あるいは利息免除令によつて恩恵が与えられたのであるから、「昏賴」するものは「科罪」するという、政府の強い姿勢をそのまま伝えるのに比べて、洪邁には、「喧噪」をまねいた失政を糾すという姿勢がうかがえる。一息も得られず元本も全て失つた債権者の立場を擁護し、除放令の行き過ぎを指摘した何瀧を暗に支持して、「区々たる五代に比べて翻

つて若がざるところあり」と結ぶところに、彼が除放令に対しても批判的であったことが示されている。では洪邁の立場はどのようなものであったか、いささかみておこう。

『容齋三筆』は慶元三年（一一九七）に成ったものである。既に寧宗即位し、淳熙十六年からかぞえて六年間に、二度登極赦は降され、その間に郊赦もあり、その影響は小さくなかった。⁽⁵⁹⁾ 三筆卷一「多赦長惡」に、婺州富人盧助教が「田僕」父子四人に殺害されるが、淳熙十六年の覃恩にて放免され、四人は盧氏宅へいき「助教が莊園へ来て収穫しないのはどうしたとか」と侮辱する。しかし州郡は奏論せず、紹熙五年に四回目の赦免を受けるに至った例をあげ、赦宥の濫発を洪邁は非難している。⁽⁶⁰⁾ これは刑事上の事件についてであるが、私債除放についての見方と無縁ではなかろう。ところで、洪邁が批判的なのは、慶元三年に至って、赦宥のもたらした弊害をみているため、とのみ言うのではない。洪邁が高宗の廟号決定の際その他において、尤袤らと意見を異にしていたことは前に述べた。また欽宗紀の編修（乾道三年成る）に当つて、耿南仲に近く、李綱と対立した孫覲の記録に基づいたために、朱熹に「僕臣、執筆せしむべからず」と批判されたといふ。⁽⁶¹⁾ こうした朱熹、尤袤らとの対立が、登極赦の降下を経て、一層鮮明になつたものと考えるべきであろう。

さて、洪邁が『容齋隨筆』、『夷堅志』等によつて、民間の租佃慣行あるいは、地主「田僕」関係について貴重な資料を残してくれているのは周知に属するが、私債関係の記録も少なくなく、そこにいわゆる「儒者」流の私債忌避の言辞のみあたらないことが注意せられる。⁽⁶²⁾ 「布施は還債に如かず」という言葉を引いて「眞に格言なり」という。それは「布施して修福をねらうまえに、借りを返しておけ」というに過ぎないが、『夷堅志』に、「宿債」を償還す

る話を美談として伝えることの多いのと併せて考へると、後世の「父債は子が還す」という法諺が既に生きており、「負債は打ち切ることができない」という慣行を、洪邁自身承認していたことを示すようである。⁽⁶⁵⁾ 四筆卷四「王荊公上書并詩」では、王安石の新法は、嘉祐初、度支判官であったときの「万言書」に基づくとし、更に「貧民に忍びず、深く富民を疾み、志して富を破り以て貧を惠まんと欲し」て、「兼并」の詩一篇を賦しているが、のち「青苗法を設けて富民の利を奪い、民は兩税の外に皆な重ねて息十の二を出し、呂惠卿は復た手実の法を作り、民遂に大いに病むに至つたのは、其の禍、此の詩に源く」といつて、王安石批判と富人擁護の論陣をはる。青苗法との関連でいえば、未だに検出していいないが、社倉法は青苗法の焼き直しだという批判⁽⁶⁶⁾に同調したとも考えられる。以上、素描したにすぎないが、富民の役割を認め、借貸関係は維持されなければならないという主張は、前にみた唐仲友に近く、「富民擁護」論と称することもできよう。したがつて、淳熙十六年の蠲赦を批判し、官物は可能なかぎり除放すべきだが、私債の除放は倍率の息以上を得た場合だけに限られるべきである、という洪邁のコメントは、深くねどすところがあつたのである。

以上のように、尤袤の立場を唐仲友らと比べてみると、徳政文言は明確な意図をもつて、もられたことがわかるから、何澹がもし、尤袤が誤つて一字変更してしまったというのであれば、それは政治的対立にもとづく誹謗中傷であつたということになろう。また尤袤と意見の衝突することの多かつた洪邁も、唐仲友と同じような考え方をもつていたので、徳政令について批判的に記録せざるをえなかつたのである。

さて徳政令をめぐつて、起草者とそのねらい、内容とそれに対する批判、更に政治的対立がからんだ修正の過程

についてみてきた。ところで修正令の内容についてみると、単なる利息免除令でなく、本紀によれば、二年以前の私債は依然除放されていた。これは何を意味するのであろうか。われわれはそこで、当時の私債減免令及び私債政策について検討しておかなければならなくなつた。

四、背景(一)——私債受理策と不受理策——

紹興二十七・八年頃、紹興府簽書判官公事王十朋はつぎのように述べる。

竊見、本府訟牒、私債居多、往往其間不実者半、蓋緣受理之門既啓、虛妄之訴遂興、至有增数目以求判、賂胥吏以買直、所負無幾、所費不貲、今歲方凶荒、救死不贍、若加以私債訟牒之擾、則民之流亡饑踏者必多、欲乞敷奏朝廷、応新旧債負、不問多寡、並權放一年、官司不得受理、俟來秋豐稔、依數尽償、庶使貧民不致重困、(88)本府の訴訟文書は私債関係が多いが、数字を増して判決を求めたり、胥吏に賂して値を決めたりする虚妄の訴えが半数を占める。負債額は幾乎もないのに、訴訟の経費は大変な額になる。これは私債訴訟を受理することになつたからである。今年は不作なので、もし私債訴訟の煩わしさが続くならば、民の流亡は多くなる恐れがある。そこで上奏して全ての新旧私債は多寡を問わず、一年間權放(猶予?)させて、その訴えを受理することなく、来年の豊作をまつて全く償還させるよう取り計られたい、と云う。これは兩浙都提挙常平倉司宛の書簡であるが、皇帝への劄子には、「臣はまた聖意をうけ、本府のあらゆる逋欠、積年の公租私債を償えない者に榜示して、指揮に従い、来年の蚕麦の成熟をまつて理還させることにした」とあるから、願いは聴き入れられ、実施せられたのであろう。

事実、紹興二十八年には私債支払い猶予の令が降っていた⁽¹⁾。その後、乾道年間にかけて、政府は地域的にあるいは全国的に、同じような猶予或は凍結の令を頻発させた⁽²⁾。これは王十朋の云うように、私債訴訟を「受理する門が啓かれた」結果、逆に採用されなければならなくなつた措置でもあつた。乾道・淳熙年間の作と考えられる『州県提綱』⁽³⁾卷二隨宜理債に、

官司有阿從豪民者、凡債負不問虛實、利息過倍、一切從嚴追理、則豪民必至兼并、小民有寃亡告、又有矯是弊者、不問是非、一切不理、則豪民不敢貸、一遇歲饑、或新陳未接、小民束手相視餓死、本欲恤之、而不知反以害之、要在平心遵法而行耳、

とある。「官には豪民の訴えを聞き入れ、債務を実際に負っているか否かを問わず、倍称の息を厳重に徴収する者があつたが、その結果、豪民の兼并をもたらしたので、『反対に債務の是非を問わず一切受理せず、却つて豪民の閑藏をまねき、小民を餓死させるに至つて』いるものもいる。小民を賑恤しようとして却つて、害毒を与えていることに気づいていない。要は平心にして法の精神に遵うことだ」という。この資料は私債受理の是非をめぐつて、官僚間に二つの立場があつたことを示しており、注目すべきである。私債は原則として受理しないのが、唐律以来の方針であつた。『宋刑統』にもつぎのようにある。

諸公私以財物出舉者、任依私契、官不為理、每月取利不得過陸分、積日雖多、不得過毫倍、……

諸以粟麥出舉還為粟麥者、任依私契、官不為理、仍以老年為斷、不得因旧本更令生利、

「財物出舉」も「粟麥出舉」も「私契に任依し、官は理索をしない」のである。では何故「受理の門は啓かれる」こ

とになったのであらうか。⁽⁷⁴⁾ これは多方面から考えなければならないが、右の刑統に、「積日多しと雖も（取利）壹倍を過ぐるを得ず」とある条文に端を発していると思う。南宋政府は、右の条文に従つて、紹興末から乾道にかけて、三年に一度の明堂、南郊赦には、「遠年」納息過倍債負の除放令を必ず降すようになつたのである。「遠年」の意味は「六年以前」⁽⁷⁵⁾ から、「四年以前」、「三年前」、「二年前」⁽⁷⁶⁾ となり、次第に適用の範囲は広められていった。納息過倍「遠年」債負を破棄することは、倍称の息に至らない、短期の債負を受理することに結果せざるをえない。民間では、遠債となるのを避けるために、短期に利子を回収せんという動きが、激しくなるからである。周藤氏の挙げられた、乾道三年の利息制限令はそうした動きへの対応策である。（この年七月、皇太子の疾による大赦が降り、十一月には郊赦が降された）

乾道三年八月二十五日、詔諸路州県、約束人戸、応今年生放借貸米穀、只備本色交還、取利不過五分、不得作米錢筭息、以臣寮言臨安府諸県及湖西州軍、旧來冬春之間、民戸闕食、多詣富家借貸、每借一斗、限至秋成交還、加數升或至一倍、自近年歲歉艱食、富有之家放米人、立約每米一斗為錢五百、細民但教目前、不惜倍称之息、及至秋收、一斗不過百二三十、則率用米四斗、方糶得錢五百以償去年斗米之債……、⁽⁷⁷⁾

「かつては冬春の間に借貸せる米穀は、多くても一倍の交還をなせばよかつた。近年は貸出する米穀を銅錢で換算し、秋成にその額で返済させるので、四倍の利益をあげている。今年の米穀出舉は本色で交還させ、利息も五分を過ぎてはならず、錢で換算することも許さない」という。年利五割の利息制限令を有効にするためには、本色で償還させなければならないから、本条は利息制限令というより、本色償還令、又は準折価錢の禁令と称すべきだろう。

準折價錢の禁は何も新しいものではないが⁽⁷⁹⁾、これと同じ文面の禁令が淳熙九年にも降されているから、この頃、季節による穀物の価格差を利用して、短期に数倍の利益をあげようという動きが、激しくなつていていたものと思われる。

以上、私債を受理するか否かが問題となってきたのは、紹興末年より乾道年間にかけて、「遠年」納息過倍債負の除放令が降されて、短期に債負を償還させようという動きが、激しくなつたためではないかと述べてきたが、淳熙年間については触れなかつた。実は、『宋会要輯稿』、食貨、蠲放の項は淳熙以降の記載を欠いており、三年ごとの明堂・郊祀大赦の蠲赦関係法令がどんなものであったか不明なのである。そこで他の記載によつて、「遠年」納息過倍債負除放令の存否を確かめねばならない。乾道九年に「遠年」債負除放令が降されたとともに、債負凍結の令も出された。後者についてみよう。

知紹興府錢端礼言、浙東州縣旱傷至広、朝廷倚閣殘零稅賦、差官檢放、及借本勸諭種麥、非不嚴備、令官中欠負、既已寬卽、其出債之家、比之豐年、収索愈急、雖欲趨時布種二麥、往往不能安業、乞將浙東旱傷州縣下三人戶所欠私債、並与倚閣、候來春歲豐熟、依元約理還、從之、(宋会要、食貨三農田雜錄、乾道九年九月十日、同五九恤災にもみえる)⁽⁸⁰⁾

錢端礼によれば、浙東路にて旱傷が広範囲にわたつてゐるため、倚閣せる残零稅賦を檢放し、麦の種子を貸与して麦作を奨励しようとしているが、私債の取り立てがきびしく布種できないでいる。そこで三等戸以下の債負を凍結し、来春の豊作をまつて元約により返還させることとした。ところで、この年十一月の郊赦で「遠年」債負の除放が行われたから、短期債負に対する収索は右の詔にかかわらず止むことがなかつたのであろう。翌年には次のよう

な詔が降された。

淳熙元年詔、両浙州県去歲旱傷處、民戸生借錢穀、今來二麥將熟、竊慮上戸乘時取索、無以濟濟艱食、可候秋成日理還、（宋会要 食貨^五（恤災））

二麥の収穫期を迎えて返済要求は一段と激しくなる恐れがあつたので、再度秋成を待てという命令を降さなければならなかつた。淳熙二年は高宗の慶寿礼大赦があり、⁽⁸²⁾三年十一月に郊赦、六年九月には明堂赦があり、七年十月四日には官司債負の猶予令が出され⁽⁸³⁾、またこの頃、私債猶予の令も降された⁽⁸⁴⁾。そして淳熙八年十二月四日には、

詔江浙兩淮旱傷州縣、將第四第五等戸今年以前應殘欠苗稅丁錢、並特住催、及官私債負（權免）理還、其流移人戸拖欠官物、並与除豁、不得令保正長代納、如願帰業、即量支錢米津遣、与免将来夏料催科、（宋会要 食貨^五（恤災）） 淳熙九〔八〕年十二月四日⁽⁸⁵⁾

という詔が降され、江浙兩淮旱傷州縣四・五等戸の今年以前の残欠せる苗稅・丁錢の徵収がとどめられ、官私債負も理還を權免した。この「下等戸苗稅住催」は前に尤袤の経歴のなかで、朱熹にならつて五等戸の五斗以下の両稅を蠲免したとあるのと関連しそうである。『宋史』尤袤伝に、尤が朱熹にならつたとあるが、それは朱熹自身、辛丑延和奏劄⁽⁸⁶⁾で云つてゐることによるのである。辛丑延和奏劄は浙東提舉茶鹽公事に除せられたばかりの（年八月）朱熹が地方めぐりをしてきて、淳熙八年十一月己亥⁽⁸⁷⁾（二十八日）に上奏したもので七劄よりなる。その第四劄子は、前年、南康軍で実施したこととともに、苗根を調査することなく、旱傷の度合に応じて下等戸の両稅を蠲放されたといふもので、尤袤と信州玉山県の檢官も実施したこと及び道旁の称讚もえていることをあげ、明文化を乞うた

ものである。さて、この延和奏劄のなされた翌日、次のような臣僚の上言が認められている。

（淳熙八年）十一月二十九日、臣僚言、連歲旱荒、細民流徙不絕、乞下所在州縣、抄劄流移人口、通行賑濟、所有第四第五等戶殘欠苗稅丁錢、且与住催、其流移人戶拖欠官物、本縣分明除豁、不得令保正長代納、如違許人越訴、從之、（会要 食貨_九逃移）

これは前に引いた会要、恤災十二月四日の詔と比較してみると、「官私債負（権免）理還」を除く他はほぼ同文である。臣僚とは誰か未詳であるが、下等戸に対し特に優遇措置をとろうという点は朱熹・尤袤らと共に通する。ただ官私債負の支払い猶予（権免理還）については上言のなかになかった。政府はあえて、上言のあった数日後、「公私債負権免理還」の条を含めて、申ねて命令したものであろう。そこに私債に関する政府の介入ぶりを見なければならない。さて、この十二月四日の詔について、朱熹は「今年以前」とは淳熙七年以前なのか、八年も含めるのか明らかでないため、各地の実施状況はまちまちである。八年も含むと明言してほしいといい、更に、下等戸にのみ「住催」を与えた結果、今年秋苗人戸も皆な送納しなくなつたと指摘する。⁽⁸⁸⁾

翌年（淳熙九年）三月、知臨安府王佐は、小民が農蚕の具を質入れして米穀を得ているが、それを籠めさせ、日数により利息を計算し、保人を立てて契約させ、順次返還して蚕麦の終る頃までに完済させる。典主がこれを守らないときは人戸の陳訴を許し、小民が違約して償わないときは、典主の陳理を許さん、と言つて認められ、なお官に籍をおき、陳理されれば、その籍によることとされた。⁽⁸⁹⁾ この年九月に明堂赦が降されたが、翌十月、前にあげた乾道三年の準折価錢の禁令が再度降された。⁽⁹⁰⁾ 乾道三年には、七月皇太子疾の大赦（蠲赦については不明）、八月準折価

錢の禁令、十一月郊赦（「遠年」納息過倍債負を除放）と続いていた。淳熙九年九月の明堂赦でも、「遠年」納息過倍債負が除放されたと考えてよいのではあるまいか。淳熙十一年六月には、有田の家に対し佃客への借貸を勧めることがなされ、秋成をまつて返還させ、欠負があれば官が理索することとした。⁽⁹²⁾ 十二年十一月に郊赦が降されたが、八月には会稽県の下戸が淳熙十年に借貸した官米が蠲放され、九月に婺州蘭溪県第四・五等戸の淳熙八年に借貸した常平錢が蠲放されていた。⁽⁹³⁾ 私債にふれないのでは、郊赦をまつということなのであらうか。次の明堂赦は淳熙十五年九月であるが、その間に、十三年正月に上皇后慶寿礼赦、十四年十月に上皇遼子大赦が降されている。

以上のように、淳熙年間については必ずしも明らかでないが、私債の倚閥等、政府の介入ぶりから察すると、乾道年間同様に、「遠年」納息過倍債負除放令は、三年ごとに降されて、いた可能性がつよい。通考の蠲貸の項、乾道元年に「南郊に事有りて赦す。蠲赦は並に旧制に循い、自後、三歳毎の郊赦も皆な之の如くす」とある「自後」とは、淳熙以降も含められるのであらう。とすると「遠債」の除放はかなり頻繁に行われており、その効果はもはや疑問としなければならなくなる。そのためでもあるう、前年九月の明堂赦をうけて、淳熙十六年二月の登極赦は「近き」債負も一切除放されなければならなかつた。しかし、反撥が強かつたので利息免除令に修正され、「遠債」については前年までの慣行に従つたのである。修正令について、本紀に「淳熙十四年以前の私負を免」づるとあるわけが明らかになつたと思ふ。

五、背景(2)——収索と昏頬、閉糞と貸糧——

前節でみてきた南宋の私債政策の下に、民間では私債をめぐってどんな問題が起っていたか、具体的にみておきたい。徳政令が降された結果おきた混乱について考えるためである。前掲『州県提綱』に「官司が豪民に阿従して厳重追理する」とあつたが、豪民はまざもつて自ら私債を収索する方法を講じたのであって、乾道年間には「豪右兼并の家は多く民戸が私債を欠負したり怨嫌を挙んでいることにより、恣ままに縛縛を行い、鑑閉すること刑獄の如くに至つてゐるから、州県に仰せて厳しく覺察を行わせよう」⁽⁹⁵⁾とか、「豪民が牢獄を私置するのに対し、前後詔旨して備さに禁戢しているのに、近日、形勢の家はなお依然として、手鎌、枷杖の属を私置して善良を残害し、恣ままに不法を為してゐる」とか、「比年以来、富室大室は兼并の利を擅ままにし、倍称の息を誅し、機繫を私室に設け、椎剥膚髓を尽くし、貧民下戸は之を讐⁽⁹⁶⁾とすること骨に到り、譏⁽⁹⁷⁾張怨⁽⁹⁸⁾置⁽⁹⁹⁾するは聽くに堪えない」という資料をあげることができる。「豪民」「形勢之家」「富室大室」は「糾縛」「鑑閉」し、「牢獄」「械繫」を私置して私債欠負の収索を行つてゐた。それはいうまでもなく「民戸」「善良」「貧民下戸」が、欠負を償わないからである。それは、多くは貧窮のため償えないものであろう。しかしそう意図的に支払わないものもいたようである。徳政令を降した結果、通考によれば「それを口実に（並縁）、昏頼する者衆」かつたとある。「昏頼」について、陳傅良撰する淳熙末年頃の桂陽軍勸農文に「種糧を生借するのは貧者免れられない。まず己の力を量るべきで、眼前につられて借貸太だ多くなつてはならない。貧者は返済が難しくなつたり、窮乏すると却つて謀つて昏頼しようとする。富家も量本収息し、積欠は除豁すべきなのに、毎年返済されないと恣ままに貪婪をなす。もし貧者が昏頼して還さず、富家も貪婪甚だしく、毎日訴えを興すのであれば、罪を科す。主客相い資し、隣里相い保すの道ではないからだ」⁽⁹⁸⁾

とあるように、債務返済不能に陥った結果ではあるが、謀りごとをめぐらして踏み倒す行為をいう。それに対し「富家」も「貪婪」にならざるをえず、また「訴えを興す」に至る。昭熙元年（一一九〇）の臣僚の言に「比年以來、士大夫は外色（州治のない県）に寓居するを以て便としている。それは県官が甫めて下車するや、まず権要（士大夫）を訪問して声援をたのみ、往々にして習に循つて詭い媚び、互に相い交結するからである。権要で声援する者は県官に知己をえたことを幸に、庶民を脅嚇し或は私忿未だ決らず、債息未だ償われないと、小民を県獄に拘送する。県官は承奉に暇ないので、老胥猾吏に罪案をつくらせ、きびしく訊問する。だから一人罪にあたれば一戸蕩産し、甚だしきは、根こそぎ逮捕して権門の訴えを聞き入れてしまふ。其の事は立ちどころに談判できることでも、拘囚月余にわたり、小民は虐待せられて申訴もできない。そこで諸郡属県に嚴重に戒約して、小民が詞訟によらずして獄に送られ、郡守監司も覺察しないのであれば、台省を経由して陳訴するを許されたい」とあって認められている。これによれば「権要」が小民を「債負未償」を理由に「県獄」へ拘送するのは、小民の「申訴」を封ずるためにある。もはや、「昏賴」に対し、「訴訟」という普通の手段をとるのではなく、直接的な官権力の発動を乞うのである。『州県提綱』にいう「官司が豪民に阿従する」とはそういうことかもしれない。こうした「豪民」或是「権要」と「小民」との間の債務をめぐる激しい対立関係をみた官府は、一転して「是の弊を矯めよう」として、「是非を問わず、一切（受）理しない」ということもあった。その結果、「豪民」は「敢て貸さざる」に至り、「たび歲が饑饉に遇つたり、新陳未接のとき、小民は束手して、相視ながら餓死」せざるをえない（前掲『州県提綱』）。しかしそれのみでなく、「借貸」の要求を掲げて起つものもいた。

淳熙五年（一一七八）九月、再度翰林権直を兼ねた崔敦詩は、荒政を議して、監司郡守を択ぶこと、盜賊を謹むこと、賞罰を嚴にすること、郷ごとに災傷の分數を見定めること、税賦の期を寬くして倚閣することの五事をあげ、且つ、

乞減諸路丁錢米、出空名告身、以誘募入粟、寬飢民強貸之党、毋久繫囹圄、以召和氣、^{（100）}

と述べる。即ち丁錢米を減じ、入粟を勧誘し、「飢民で貸（借）を強（要）する」連中の罪を寬くして、「囹圄に久繫せしめること毋く、以て和氣を召かんこと」を乞うてある。朱熹も浙東茶鹽公事として淳熙九年秋頃、管下州県の旱傷が甚だしかったので、「約束糶米及劫掠榜」^{（101）}という榜示を降し、一に、広南・福建・浙西の客商を招いて闕米州県に般運し、出糶するから、閉糶する上戸と停場の家（米穀商）はかえって損害をうける恐れがあると警告し、二に、田主に対し火客佃戸への賙給存養を勧め、三に、

州県旱傷去處、慮有無知村民、不務農業、專事扇惑聚衆、輒以借貸為名、於村疃之間、廣張聲勢、亂行逼脅、以至劫掠居民財物米穀、

と「農業に務めざる」「無知村民」が、大衆を扇動して「借貸」を名として「居民の財物米穀」を強奪する様を述べ、更に、賊盜律を掲げ「愚民が条法を曉らず、刑名を誤犯するのは憐み」にたえないから、諸県に下し「民戸に曉諭して委細を知つて安業し、扇惑せられて軽々しく典憲を犯して後悔することなき」よう指示する。朱熹は別に上奏文で、一に浙東被災州郡の夏稅納期を延ばすこと、二に州郡は訴旱を受理し早急に検放すること、三に度牒官会を早急に印給し諸州で收糶すること、四に諸州府村落に「彊借劫奪の患」があるが、まず「存恤の意」を示して

から禁約すべきで、上項の錢数を早撥して德意の誠なるを示し、然るのち安撫提刑兩司に詔して「作過唱乱の人」を擒捕して典憲にかけるべきこと、五に賑濟補官を一路に施行すること、六に常平錢穀を以て募民充役して農田水利を興修すること、七に得替待闕、丁憂致仕等の官を州県に差使すること、を述べる。「借貸」を唱える連中はまた「彊借」ともいわれるから、崔敦詩の「強貸」も同じような意味であろう。つぎに周必大も淳熙十四年（一一八七）⁽¹⁰³⁾田提奉渭に宛てた劄子にて、浙東歲歉にあたり兩稅正額を賑恤したが、近臣の上奏文によると、諸暨県の「強民」三五十輩が「投托質借」を名として「大戶」「官戶」の禾稻を「強割」する一方で、「窮餓を以て自縊」するものがいること、県尉、府税官が下郷すると「村民三百余人が轎を擧げて駆田を請い、轎兵を擊つて從物を毀すに至り、邑中閉羅して人情洶洶」としていることを伝える。同じく淳熙十四年、平江府長官となつた羅点は「富人の窮民を恤まずして増価閉羅する者は、必ず其罪を懲らし、姦民の名づけて貸糧と為し、巨室を重擾する者も亦たこれを法に貳く」という命令を降している。⁽¹⁰⁴⁾この「閉羅」と「貸糧」の両者を喧嘩同成敗的に罰することは、淳熙八年、江西安撫使辛棄疾のとつた措置、「閉羅者配、貸糧者斬」⁽¹⁰⁵⁾と同じであろう。以上のように、淳熙年間だけでも「借貸」を掲げて「居民」「大戶」「富人」「巨室」を襲う例は少なからず検出できる。そのねらいは勿論、米穀の奪取（劫掠・搶米）にあり、借貸が目的ではない。しかし、「借貸」を掲げることは、不法行為を為しているのではないという印象を与え、衆にアピールする効果がある。官府に対しても「借貸」を受理すべきだ。何故に豪民、富室をして「閉羅」せしめるのかという抗議の気持を込めていたとも考えられる。ともかく「借貸」あるいは「貸糧」の背後に「閉羅」のあつたことを指摘しうるであろう。

以上、資料を羅列したにすぎないが、乾道から淳熙年間にかけて、小民の「昏賴」という行為に対し、豪民は「牢獄」を私置したり、「県獄」に送りこんだりして「取索」をはかったこと、また「富人」等の「閉羅」に対しても、小民、姦民等は「借貸」「貸糧」の要求をかかげて襲うことのあったことをみてきた。このような事態をもたらしたのは、根底に「遠年」納息過倍債負除放令により、短期債負収索を扇ったこと、さらに『州県提綱』がいうように、官司が収索に手をかしたこと、一方で、それを矯正せんとして債負不受理策をとり、豪民等の閉羅をまねいたこと等、政府の私債政策が大いに与っていた、と筆者は考えるものであるが、個々の減免令によつてそれを示すことはしなかつた。一二具体例をあげることはできるのであるが、それは別稿で検討しようと思う。⁽¹⁶⁾

六、修正令をめぐって

さて最後に、徳政令を修正した問題を再度とりあげ、あわせてそれによってひきおこされた社会的混乱について考えてみよう。二月四日の徳政令について、何澹が「人以て便となさず」（三筆）とか、覃赦の降されたことを「口実に昏賴する者が衆い」といつたので（通考）、閏五月一日、利息免除令に改められたが、本紀によれば、除放令は全て否定されたのではなく、二年以前の「遠債」には依然適用された。これには「納息過倍」という限定がないが、同じようなものと考えてよからう。それは前年の「遠年」（この場合も「二年以前」であろう）納息過倍債負除放令をうけたものであった。しかし「遠債」はたびたび除放されてきたから、債権者は、債務の短期償還へときりかえており、「遠債」除放令によつて、小民等の債務者はもはや恩恵に与ることは少なかつたのであらう。したがつ

て徳政令は、「近債」の除放をねらったものであり、「遠債」はもはや大きな問題ではなくなつていた。修正令について、本紀に「淳熙十五年後、輸息して本に及べる者も亦、之を蠲く」とあるが、この方が問題なのである。昨年と今年の債務は元本のみでも理索することが許され、債権者側は一息入れたことであろう。しかし、利息免除令も債権者にとって厳しいものでことに変りない。從来、利息を免除せよとの声は、上戸・富家の放債拒否をまねくとして採用されることはなかつた。⁽¹⁷⁾放債が拒否されれば、小民の餓死をまねくか、あるいは「貸糧」の動きを呼ぶこと、上にみた通りである。いま敢て利息免除にふみきつたのは、いうまでもなく、債権者にとって除放令に比べればまだ善いと思われたからである。洪邁は徳政令が降された結果、「一息も得られない者がおり、人以て便としなかつた」と伝えるが、それだけであつたとは考えられない。通考が、小民あるいは債務者の「昏賴する者衆い」と伝える背後に、債権者側の「収索」があつたであろう。しかしそれ以上に、通考がそれのみ伝えるように、小民側の「昏賴」の動きが激しかつたのである。小民側としては、昨年の「遠債」除放で大して恩恵をうけなかつたため、「近債」除放はまさしく慈雨と感ぜられ、「収索」には極力抵抗したと思われる。それが「収索」の動きにかかわらず、除放令を「遠債」除放のみへと後退させることなく、「近債」について、利息免除にとどまらせたのである。したがつて、債権者側にしてみれば、利息免除にふみきつたのでなく、元本回収にまでこぎつけたということで、依然、不満を残すものであつた。そのため、既存の債務については一応の妥協が計られたものの、これよりは放債せず、したがつて「貸糧」を呼んだことが十分考えられる。洪邁の伝える「喧嘩」とは、以上の「閉糞」と「貸糧」、更に一層激しくなつた「収索」と「昏賴」の動きのいりまじつた騒動をいうのではあるまい。

このようにみてくると、徳政令は、「州県提綱」がいいうように、「之（小民）を恤まんと欲して、却つて之を害せる知らず」という非難をうけること必至であり、それが周必大・尤袤らの失脚をまねいた一つの理由にもなったと思われる。失脚をまねいたのは、何澹との政治的対立のみでなく、徳政令をどうみるかという経済政策上の対立にも原因があったのである。では何澹あるいは修正令の起草に当ったと思われる倪思らの立場はどういうものか、洪邁らと同じく「富民擁護」派と称してよいのか、またその立場を自覚して修正を主張したのか、等が問われなければならないが、問題として残さざるをえない。

おわりに

南宋では、唐律以来の「財物出舉は利を取ること、積日多くとも倍を過えてはならない」という条文を、三年ごとの明堂、南郊赦にとりいれ、「遠年」納息過倍債負を除放してきた。そのため債務を短期に回収しようという動きが激しくなり、豪民は牢獄を私置して「取索」に走り、それに対し、小民は「昏頬」して抵抗した。官府も介入して、私債の訴訟を受理して、自ら「理索」することもあつたが、弊害が出たので、一転して債務を猶予或は凍結して受理しないこともあつた。そうすると豪民、富家は放債を止めて閉籠したので、小民は餓死するか、「貸糧」をかかげて、閉籠者を襲撃するしかなかつた。こうして短期債負の受理・不受理が問題となつてくると、「遠債」の除放は小民賦恤の効果を、もはやもたなくなつたのであろう。朱熹にならい、小民を賑濟してきた尤袤は、淳熙十六年の登極赦によつて、「近債」も含む一切の債務を除放した。その結果、社会的混乱をまねき、政治的対立もあつ

て、尤袤等は失脚する。一方、債権者側の意向をうけたと思われる何澹は倪思を動かして、徳政令を修正し、元本償還にまでこぎつけて豪民等をなだめる一方で、三年に一度行われてきた「遠年」納息過倍債負除放の慣行をうけて、二年以前の「遠債」を除放し、小民等の動きを抑えんとしたが、「昏賴」は一層激しくなり、また豪民等も放債しなくなり、「喧噪」状態をまねいた。

このように、徳政令は私債をめぐる諸問題の所在をクローズアップさせただけでなく、官僚間にも「小民賑恤」派と「富民擁護」派との対立を顕在化させることになったのである。最後に残された問題を一二記しておきたい。南宋は何故に「遠債」除放に踏み切ったのであらうか。この問題を考えるために、金との国際関係をみなければならぬようである。何故なら、金は「赦宥」を国策として重視していたからである。つぎに「遠債」除放、債務受理不受理等の政策は、たとい民間に降されても容易には実施されない筈である。あえてそれをうけとめた「小民」、特に「小人」「姦民」といわれる連中は、具体的にいかなる者か。その検討も残さざるをえなかつた。

(独協医科大学助教授 東洋文庫研究員)

註

(1) 史林一〇ノ四、大正十四年、『支那經濟史考証』下巻所収。氏が、五代に公私債負の免除が屢々行われたと言われるのはよいが、北宋末期から南宋にかけて稍行われたと言

研究取扱法』(第十章「敦煌発見の唐宋取引法関係文書(その二)」の第七節「中国古代の「恩赦」と日本の「徳政」)一九六〇年、七五四頁。

(2) 東洋大学大学院紀要 第九集、一九七三年、

われるのは、訂正されなければならない。『宋会要輯稿』にあたることができなかつたからである。なお、五代についても、仁井田陞氏がやや訂正を加えている。『中国法制史雄先生退官記念東洋史論集、一九七六年、所収、等参照)、

紹興四年、襄陽等六州帰業人戸に対して降されたもの（『建炎以来繫年要錄』卷八・紹興四年十一月乙丑の条参照）など

があげられる。

（4）即位の礼が紹興三十二年に倣ったことは、『建炎以来朝野雜記』乙集卷二己酉（淳熙十六年）伝位録、その他にみえる。登極赦も倣つたとは、後掲の『文献通考』にみえるが、そうとも云えないことは後に述べる。

（5）宋会要 刑法三禁約 淳熙十六年二月四日の条に登極赦、私放軍債、及賃買所轄請給賞賜、前後約束甚

嚴、倘慮有力之人、依前半利侵尅、致使軍士不能瞻家、

可令主帥嚴行観察、將見欠債負、並行除放、訪聞……

とあって、主帥に嚴に観察を行わせて、現に欠ける軍人債負は除放させた。なお「軍債を私放し、及び所轄請給賞賜を質買することは、前後約束甚だ嚴」であったが、実際に

は行われたため、既に紹興二十九年（要錄卷一五月辛酉）、三十一年（同卷二二月甲寅、同卷一八月丙寅）に除放されて

おり、乾道・淳熙年間も除放令は降されていたのである。知南康軍朱熹による淳熙七年四月癸卯の庚子応詔封事も軍債にふれ、「膏梁の子弟が將帥に選ばれるや、賄賂に費した莫大な債負を償還しようとして、褒斂刻剥を事と

している」と記す（『晦庵先生朱文公文集』卷十、『宋史全文統資治通鑑長編』卷二等参照）。

（6）後掲、『宋史』卷三光宗本紀登極赦の記事。

（7）後掲、洪邁の記事によれば民間の家賃も「一年以前」のものを除放した。

（8）後掲宋会要紹興三十二年登極赦（注18）。それによると、官司債負に「房賃、租賦、和買（錢）、役錢及び坊場（錢）、河渡錢」を含めているような表現がなされているが特に「房賃、坊場河渡錢」を含むことは明らかである。前掲拙稿一〇頁参照。また、紹興三十二年の「官司債負」の除放には「一年以前」という限定があった。注（18）（補注）参照。

（9）宋会要 選舉一貢舉 淳熙十六年二月四日

登極赦、應舉人、除犯徒已上及真決人外、其余因事殿挙及不得入科場之人、雖有不以赦降原免指揮、可並許應舉、

（10）後掲『宋史』卷三光宗本紀の他、『容齋五筆』卷二官階服章参照。

（11）『容齋三筆』卷三室補官。

（12）『容齋三筆』卷一多赦長惡。これは後にも取りあげる（註60の本文）。

（13）『文献通考』卷一刑十にも引用。また、他の『容齋隨筆』記事同様、『搜采異聞錄』卷四にそのまま引かれている。

（14）何澹 字自然、廬州高泉県の人、乾道二年進士、生卒文統資治通鑑長編（卷二等参照）。

年不明。かつては周必大と厚い仲であったが、国子司業に長いこと留まり、周の推薦がえられず、留正の推舉で祭酒になることができた（『南宋館閣統録』によると国子司業であつたのは淳熙十五年六月から七月までで長いとはいえない）。それより周必大を恨み留正を徳とし、諫議大夫となつて（淳熙十六年四月）、直ちに周必大を攻撃した。のち趙汝愚、朱熹らをも彈劾し、所謂慶元党禁では大きな役割を果す（『宋史』卷二の伝による）。

(15) 後掲本紀による。

(16) 通考卷二 鑄貨にあるように、寧宗登極赦の鑄放が淳熙十六年によつたとすれば、「三年以前」は本紀によれば「二年以前」。これは「遠年債負」のこととて後にふれる。

(17) 天福六年の赦文は『旧五代史』卷八 晉書六 高祖紀第六に

よれば「(天福六年八月) 王寅制、……天福五年已前残税

並放、……私下債負徵利及一倍者並放、主持者不在此限、」

とある。『冊府元龜』卷四 邦計 鑄復四及び加藤則掲、六二五頁参照。

(18) 宋会要 食貨三 鑄放 紹興三十二年六月十三日、また

通考卷二 国用五 鑄貨にもみえる。「三十年以前」が通考では

「三十二年以前」とあるが、とらない。（補注）参照。

(19) 『宋史』卷三 光宗本紀一。

(20) 山本隆義著『中国政治制度史の研究』一九六八年、三

一四、三一九頁、及び周藤吉之「高麗初期の翰林院」東洋學報五八・三・四、一九七七、参照。

(21) 『鶴林玉露』卷一 受禪赦文「考宗受禪赦文云、凡今者爰施仁之日、皆得之間安視膳之余、天下誦之、洪景嚴（洪遵の字）筆也」、宋会要 職官六 翰林侍書「考宗紹興三十一年六月、即位改元、翰林學士承旨洪遵、中書舍人史浩、並兼侍講」等の記事による。

(22) 『攻媿集』卷四 内制 擬進登極赦文（紹熙五年）、『宋史』卷三 樓鑄伝、宋会要 職官六 翰林侍郎 紹熙五年五月二十四日、

以中書舍人樓鑄兼直院、等の記事参照。

(23) 尤袤の経歴は、主に『宋史』八九列伝によつた。なお年代は『南宋館閣録』、『南宋館閣統録』、宋会要 職官六 翰林侍

書、侍講、同七 東宮官、朝野雜記乙集二 伝位録『宋史全文統資治通鑑』、畢沅『統資治通鑑』等により、一一注記しない。

(24) 洪邁の翰林学士在任は、淳熙十三年九月より十五年四月まで。王德毅撰「洪容齋先生年譜」（『宋史研究集』二、中華民国五十三年、所収）参照。

(25) 楊万里の洪邁批判については、周汝昌選注『楊万里選集』中華書局、一九六二年、一五〇—一五一頁参照。

(26) 李讎の官職を朝野雜記乙集二は翰林学士とするが、館閣統録卷によると、中書舍人である。尤のついたのも同じだから、中書舍人が正しい。

(27) 于北山著『陸游年譜』中華書局、一九六一年、一六六頁、後の註(39) 参照。

(28) 『宋史』^{卷四} 七〇 侯宰伝によれば、彼は光宗が皇太子のとき、譙照載らと太子宮春坊にあり、即位とともに恩を持みとして忌憚なかつたといふ。

(29) 会要 職官八罷免

淳熙十六年五月八日、

(30) 会要 職官二黜降官 (淳熙十六年六月) 一一一四

詔、権礼部侍郎尤袤与郡、以言者論袤兼翰苑詞校史館經筵、疎謬曠失、士論不服、乞賜罷黜、故有是命、

同 職官六翰林侍講

淳熙十六年七月五日、以禮部侍郎李燭兼直院時尤袤乞祠改有是命

(31) 倪思の経歴及び年代は、『宋史』^{卷三} 列伝、魏了翁撰

『鶴山先生大全集』^{卷八} 頤諱閣學士特贈光祿大夫倪公墓誌銘、『南宋館閣統錄』等によつた。

(32) 後の註(39)及び朝野雜記乙集卷三 翰林兼直學士院 をも参考。後註によれば、既に周必大は倪を翰林権直に適任だといひてゐる。

(33) 『經鉏堂雜誌』は『重較說郛』^{卷七}に収められてゐるが、『宋元學案補遺』^{卷四}にも一部載せる。

(34) 「言和」は「こと」と「なお調査すべからん感やう」。

(35) Conrad Schirokauer, Neo Confucians Under Attack: The Condemnation of Wei-hsien; Crisis and Pros-

perity in Sung China (The University of Arizona Press, 1975) 一六八頁参照。

(36) 魏了翁の撰する墓誌銘によると、慶元から嘉泰年間にかけて、監察御史姚愈、朱遂らの攻撃をうける。

(37) 何澹の周必大彈劾及びその理由については註(14)参照。

また註(29)会要によれば、何澹は周必大の「不公不正十事」をあげて罷斥を乞うたので、周は左丞相から觀文殿大學士少保判潭州とされたが、更に殿中侍御史范廸義の言によりて職を解かれ、醴泉觀使在外任便居住とされた。

(38) 周必大『忠陵錄』上 (文集卷二) 淳熙十四年十月壬申の条参照。

(39) 周必大『奉詔錄』^{卷一} (文集卷二) に「學士院に更に一員を添えたい。姓名を具して來たれ」との淳熙十六年正月七日の御筆に対する周の回奏を載せる。それによると、周は王闡、葛邲の二人をまずあげながら、資歷の既に高いことを恐れるといひ、ついで尤袤をあげ、「學問は該洽、文詞は敏曉、見今独り外制を掌る (中書舍人のこと) と雖も、

鄭儀が晚からず上三房(?)のことにあるから、下房(?)の文字は甚だ少い」とになる。曾て眞があって直(學士院)を兼ねさせたが、袤は自ら謙避した。(しかし) 衆は宜しくの選に在るべし」と謂ひ、「いふべきは、ついで倪思をあげ「見に著作郎に任じてゐる。曾て詞科に中り文詞は穢

審、翰林権直の選を脩むべし」とい、ついで黃叔光をあげ、最後に「比の外、惟だ陸游有るのみ、大段該博、尤も本朝の典故を知り、詞章は實に独歩と為す、併せて睿覽を乞う」という。

(40) 『宋史』^{九一}周必大伝。

(41) 『宋史』^{卷三}尤袤伝。

(42) 魏了翁撰する墓誌による。淳熙十六年五月のこと。

(43) 倪思の墓誌銘及び『宋元學案』^{卷四}文節倪斎先生思の伝等に伝えられる。学案補遺^{卷四}梓材案語によれば倪思も嘗て周の門に学んだはずだという。

(44) 『陸象山全集』^七。

(45) 朱熹の唐仲友弾劾は淳熙九年七月、清王懋竑撰『朱子年譜』^{卷三}参照。

(46) 周藤吉之氏「宋代州県の職役と胥吏の發展」(『宋代經濟史研究』一九六二年、所収、七五六頁以下) 参照。

(47) 『陸象山全集』^六年譜 淳熙十年に載せられている。

(48) 畢沅『續資治通鑑』^{四八}淳熙十一年六月の条に「其後直

学士院無錫尤袤言於帝曰……」とあるが、直学士院になつたのは既にみたように、淳熙十六年のこと。

(49) 通考^二國用 振卹。

(50) 曹彦約の『昌谷集』^{卷九}湖北提挙司申乞賑濟賞格状、朝野雜記甲集^四、紹興淳熙慶元寬卹詔令、『燕翼詒謀錄』^{卷二}納^二。

粟補官、等にまとめられている。また姜美月氏「宋代進納制度についての一考察」待兼山論叢七、一九七四、参照。

(51) 『朱子年譜』^下淳熙八年七月の条、文集^{卷十三}辭免直秘閣一~三、参照。

(52) 『陸象山全集』^{卷三}年譜、参照。

(53) 『悦齋文鈔』^一台州入奏劄子三、「歷代名臣奏議」^{卷二}等にみえる。宋史全文^{卷七}（淳熙八年春正月）庚午 知台州唐仲友言……とあるから、この時の劄子であろう。唐仲友については、石田肇氏「唐仲友覚書」社会文化史学十二、「一九七五、参照。

(54) 一五八頁参照。

(55) 司馬光の策は、『溫國文正司馬公集』^{卷三}賑贍流民劄子^{年六月}にみえる。

(56) 『宋史』^{卷三}尤袤伝、前掲宋史全文^{卷七}淳熙八年正月庚午にみえる唐仲友の言、参照。

(57) やや後の資料であるが、南宋末頃の人、歐陽守道の『巽齋集』^四与王吉州論郡政書、参照。

(58) 『論語』里仁篇にみえる。陸九淵が淳熙八年、南康軍の白鹿洞書院に朱熹を訪ね、これについて講義したことは有名である。いままで触れなかつたが、尤袤は陸九淵にとって「座主」（科舉合格時の試験官）であったのである。

『陸象山全集』^六年譜、乾道八年、参照。

(59) 淳熙十六年二月四日登極赦の後、紹熙二年十一月に郊赦、紹熙五年には五月に寿皇（孝宗）不予以大赦、七月に寧宗登極赦、九月に明堂赦が降された。『宋史』^{卷三七}・光宗及
び寧宗本紀。

(60) 三筆^七・洪邁云、參照。欽宗紀の編修については、
頗、則惠姦長惡、引小人於大謫之域、其為害固不勝言矣、
……」と記す。

(61) 『宋史』^{卷三七}・洪邁云、參照。欽宗紀の編修については、
前揭 王德毅撰『洪容齋先生年譜』参照。

(62) 五筆^六・俗語放錢、『夷堅志』支戊^二・王彥談妻、同、支景
卷許六郎、その他による。

(63) 『夷堅志』支景^{卷六}・李綏祝火。

(64) 『夷堅志』支癸^{卷六}・許僕家豕怪、同、三支^己・三倪彦忠馬、
同、三志辛^{卷八}・張八道人大、等。

(65) 仁井田陞『中國法制史研究』^{土地法}取引法、同法と道德
五二四～五頁、參照。

(66) 王安石の「兼并」の詩は、『王臨川集』^四に「三代子
百姓、公私無異財、人主擅操柄、如天對斗魁、賦子皆自我、
兼并乃姦回、姦回法有誅、勢亦無自來、後世始倒持、黔首
遂難裁、秦王不知此、更築懷清台、礼義日已偷、聖經久堙
埃、法尚有存者、欲言時所咍、俗吏不知方、掊克乃為材、
俗儒不知變、兼并可無摧、利孔至百出、小人私闊開、有司

与之爭、民愈可隣哉」とあり、「兼并摧すべし」という精神
をくみとることができると、この詩と矛盾しているとよく
比較される（清蔡上翔『王荆公年譜考略』七四一六頁）。「婚
喪孰不供、貸錢免爾繁、耕收孰不給、傾粟助之生、物贏我
收之、物奢出使營、後世不務此、区区挫兼并」（同上卷
首の第四）の詩について、最近、両者を矛盾なく解釈しよ
うという説（『王安石詩文選注』廣東人民出版社、一九七五
年、一一三頁）が唱えられた。思うに、「寓言」の詩も「兼
并を挫く」ことを否定しているのではなく、それのみなすこ
とを非難しているのである。

(67) 社倉は青苗法であるといふ非難に対する、朱熹自身の
反論が、婺州金華縣社倉記（文集十八）にみえている。今
堀誠二「宋代社倉制批判」北京師範大學学刊（師大學刊）
一、一九四一年、五九頁參照。

(68) 『宋王忠文公文集』^二・与都提學論災傷賑濟。

(69) 同^五・又代上劄子。

(70) 宋会要 食貨^六・蠲放（紹興二十八年九月）二十七日の
詔、參照。ただこの詔では、「其人戸私債并欠坊場酒錢並候
三年外理還」とあり、王十朋の書簡に「並權放一年」、劄
子に「待來春蚕麦成熟」とあるのとはかなりの違いである。
(71) 註(70)によれば紹興二十八年に平江府、紹興府、湖州
諸県で三年猶予させ、翌年、常州、潤州に及ぼされた（要

録八〇紹興二十八年九月癸未、同八一紹興二十九年三月丙子、

会要 食貨六編放、紹興二十八年九月二七日、紹興二九年

三月二十八日、周藤氏前掲論文、一三六頁)。紹興三十二年に

は沿江州軍に遠年債負の凍結(倚閣)を命じ(要録卷一紹興

三十二年五月戊戌、会要 食貨六編放同年五月一日、周藤

前掲論文、一三六頁)、隆興二年にも江辺州軍の民間私下

欠負の三年間の凍結(倚閣)を命じ(会要 食貨六編放隆

興二年十二月十六日徳音)、乾道三年には諸路に降して少

欠私債は寛限理還させ(会要 瑞異三水災 乾道三年八月

二十日)、五年には台州黃巖、臨海兩県の私債は来年の秋

成を候つこととさせ(会要 食貨六編放 乾道五年十月五

日、周藤前掲論文一四〇頁)、九年には浙東旱傷州縣下三

等人戸の欠私債は来年の秋成を候つこととさせた(会要

食貨五編災 乾道九年九月十日)。

(72)『州県提綱』は、あるいは陳襄の作というが、書中に「紹

興二八年」等の記事があり、北宋のものでなく、南宋、乾道から淳熙にかけてのものといわれる。「四庫全書総目提要』⁷³卷七史部、職官類、参照。

(73)『宋刑統』⁷⁴六雜律。

(74)周藤氏によれば、北宋でも既に災傷のときには私債は受理されていた。同氏「北宋前期の拳放・課錢と王安石の青苗法——有利債務法をめぐって——」東洋大学大学院紀要七、

一九七四年参照。

(75)要録卷一紹興二十三年七月己丑、会要 食貨六編放 同年七月二日、周藤氏前掲「減免政策」一三五頁。等参照。

(76)要録卷一紹興二十六年七月戊午、会要 食貨六編放同年七月一九日、周藤氏前掲「減免政策」一三五頁。

(77)会要 食貨六編放 乾道元年正月一日、三年十一月二日南郊赦、六年十一月六日南郊赦、九年十一月九日南郊赦、周藤氏前掲「減免政策」一三七頁。

(78)宋会要 食貨五編災。また同 食貨五八・賑貸、通考卷二國用四振恤、『慶元條法事類』卷八雜門 閔市令、周藤氏前掲「減免政策」一三八一四〇頁等参照。

(79)例え、「(紹興二十年十二月)丁巳、左朝奉郎監尚書六部門鍾世明転對論、富室乘農民之急、貸以米穀、使之償錢、而又重取其利、乞令止償本色、從之、」(要録卷一)とあり、この前後から、幾度も同じような命令が降されていた。

(80)註(91)をみよ。

(81)この資料については、周藤吉之氏「南宋に於ける麦作の奨励と二毛作」日本學士院紀要、一三ノ三、一四ノ一、昭和三〇年(『宋代經濟史研究』一九六三年、所収、二五三頁)にて検討されている。

(82)会要 礼 郊祀、通考卷七三刑二等参照。以下の郊祀、明堂の記事はこれらによる。

- (83) 会要、食貨_五恤災 淳熙七年十月四日。
- (84) 知台州唐仲友の言による。註(53)参照。
- (85) 「權免」の二字が欠けていること、「九」年は「八」年の誤りであることが、註(88)の朱熹の上奏文より知られる。
- (86) 『晦庵先生朱文公文集』卷十
- (87) 宋史全文、『統資治通鑑』前掲『朱子年譜』等参照。
- (88) 文集_七「奏請画」事件状。
- (89) 同_一申審署催官物指揮狀_{十二月二十七日}。
- (90) 会要 瑞異二旱 淳熙九年三月一日、『渭南文集』卷三 尚書王公墓誌銘、参照。
- (91) 会要 刑法_二 禁約_三 (淳熙九年)十月二日詔、諸路帥司監司州軍、遍行曉諭富室上戶、因旧年旱傷借貸人戶米穀、不得高折價錢、並還學(本の誤り?)色、仍取利不得過五分、敢有違戾、許欠(人の誤り?)戶經監司帥守陳訴、或人戶拋(拖?)欠不還、亦許經官理索。また註(78)参照。
- (92) 会要 食貨_八恤災、同瑞異_三 水災 (淳熙十一年)六月十一日詔、湖西江東路州軍被水去處、令兩路提舉司、多方勸諭有田之家、將本戶佃客、優加借貸、候秋成歸還、若致欠負、官為理索、或其家無力、并有田畝少穀種、並許於常平錢內支借、以助補種、毋令荒閑田畝、
- (93) 宋史全文_七 (淳熙十二年八月、同年九月参照) 通考_七國用考五蠲貸。
- (94) 通考_七國用考五蠲貸。

(95) 会要 刑法_二禁約_三 (乾道元年正月一日) 同日赦。

(96) 同、(乾道)八年二月二九日。

(97) 紹興から乾道年間にかけての人、衛博の『定庵類稿』卷与人論民兵書。

『止齋先生文集』卷四

生借種糧、貧者不免、先須量力、莫拋眼前借貸太多、債還不易、及至空窮、却謀昏賴、所是富家亦合量本收息、除豁積欠、難以逐年登帶、恣為貪婪、若貧者昏賴不還、富者貪婪已甚、日致興訟、罪有所歸、即非主客相資、隣里相保之道。

他に例をあげれば、北宋末の『作邑自箴』卷六勸諭民庶榜に、放債人戶、須饑潤取債之人、輕立利息、寬約日限、即不得計奪貧民、虛裝價錢、質當田產、及強牽牛蓄、硬奪衣物動用之類、準折欠錢、其欠債人戶、亦不得昏賴失信、須防後來闕乏、全藉債主緩急接濟、

とあり、また南宋中期の人、衛寧の『後樂集』卷一潭州勸農文に、

(前略)貧而失業典壳、所不免也、今或以絕而言典、父壳子贖、交易年深、尚訴準折、契要明日、堅執詐偽、富者吞併、則以倚當為典壳、貧者昏賴、則以典壳為倚當、反相論訴、不顧是非、此典壳之害一也、……とあり、「昏賴」とは「典壳」を「倚當」と偽つて取り繕

うことをいう。加藤繁氏も「昏賴」について「詳かでない、要するに反抗し騒擾すること」であろうとされた（前

が、要するに反抗し騒擾すること」であるとされた（前
掲、六三三頁）。

(99) 会要 刑法五省獄

紹熙元年十一月二十七日臣僚言、県獄之設、県官任其責、小則決遣、大則申所屬州郡、非徒文具而已、比年以來、士大夫寓居、多以外邑為便、縣官甫下車、則先詔「訪」問權要声援、往往循習諂媚、互相交結、其為權要聲援者、因縣官之見知、遂假此以恐嚇蒼民、或以私忿未決債負未償、輒將小民拘送縣獄、縣官方承奉之不暇、乃俾老胥猾吏、鍛鍊追考、有一人抵罪、或至一戶蕩產、甚者根連逮捕、以決權門之獄、雖其事可以立談、判者亦必拘囚月余、如此則小民被虐者、若何而申訴、行下諸郡、屬县、嚴行戒約、應小民有不因詞訟、而輒相寄獄、郡守監司不行覺察、許經台省陳訴、從之、『南澗甲乙稿』卷二中書舍人兼侍講直學士院崔公墓誌銘。

文集卷九。

(100) 同、卷二奏球荒画一事件状。

(101) 『周益文忠公文集』卷一劄子。

(102) 『繫焉集』卷一端明殿學士通議大夫簽書枢密院事羅公行狀。

(103) 鄭廣銘『辛稼軒年譜』淳熙八年辛丑（一一八一）の条、

参考。

(104) 『晦庵先生朱文公文集』卷二答趙帥論拳子倉事庚戌年（紹熙元年）、またこれと関連すると思われる、『黃勉齋集』卷一建寧社會利病。

(105) (補注) 注(18)で指摘したように、通考では「三十二年以前」の「官司債負」を除放したとあるが、会要に「官司債負、其間有積年未納之人」とあるから、「三十年以前」とすべきである。馬端臨は淳熙十六年登極赦の際の臣僚の言等によつて「三十一年以前」と解したのであらう。